

海上運送法に基づく指定試験機関の募集について

公募要領

**令和 6 年 8 月
国土交通省海事局
安全政策課**

目 次

1. はじめに	1
2. 公募対象について	1
3. 欠格要件及び指定基準について	2
4. 申請書の提出について	5
5. 審査、指定及び結果通知について	8
6. 問い合わせ先について	8

1. はじめに

令和5年5月12日に公布された海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）のうち、安全統括管理者試験及び運航管理者試験（以下「試験」という。）を実施する指定試験機関に関する規定が、令和6年4月1日から施行しました。併せて、指定試験機関の指定の申請手続、指定の基準等を定めた海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和6年国土交通省令第43号。以下「省令」という。）及び試験の科目等を定めた海上運送法に基づく安全統括管理者試験及び運航管理者試験の内容及び方法の基準等を定める告示（令和6年国土交通省告示第257号。以下「告示」という。）が同日から施行しました。

この度、国土交通省は、これらの法令に基づき、指定試験機関の公募を行います。申請をしようとする者は、本公募要領を熟読の上、申請いただくようお願いいたします。

2. 公募対象について

海上運送法等の一部を改正する法律第2条による改正後の海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第32条の12第1項の規定による指定試験機関の指定の申請を公募する。

国土交通大臣が指定した指定試験機関は、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う。試験は令和7年度から開始する予定であるため、指定された者は、令和7年度から試験を開始できるよう準備を行うことが求められる。

指定試験機関は、合否判定に関する事務を行う試験員を選任するほか、試験事務の開始前に試験事務規程を、毎事業年度の開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣の認可を受ける必要がある。また、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。その他、法に基づき、帳簿の備付けを行う等の必要がある。

指定試験機関の指定は、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失うこととされている。更新は、指定試験機関の申請により行うこととなる。

また、指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないこととされている。具体的には、経理的事由、技術的事由その他の理由により試験事務に関する業務を休止し、又は廃止することは認められるが、国又は次の試験事務実施主体に円滑な引き継ぎが行われるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って国土交通省と協議する必要がある。

3. 欠格要件及び指定基準について

(1) 欠格要件

申請者が法第 32 条の 13 第 2 項に定められた以下の欠格要件に該当する場合には、指定しない。

- ① 申請者が、法第 32 条の 23 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であること。(法第 32 条の 13 第 2 項第 1 号)
- ② 申請者が法人の場合には、その役員のうち法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者があること。(法第 32 条の 13 第 2 項第 2 号)

(2) 指定基準

(1) に掲げる欠格要件に該当しないと認められた申請者について、法第 32 条の 13 第 1 項等に定められた以下の基準に適合する試験が実施されることが見込まれるかを審査する。なお、※は各基準に関する補足であるため留意されたい。

- ① 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。(法第 32 条の 13 第 1 項第 1 号) (※ 1)
- ② ①の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。(法第 32 条の 13 第 1 項第 2 号) (※ 2)
- ③ 申請者が法人の場合には、その役員及び別表に掲げる構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。(法第 32 条の 13 第 1 項第 3 号)
- ④ 特定の者を差別的に取り扱うものでないこと。(省令第 20 条第 1 号) (※ 3)
- ⑤ 試験を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。(省令第 20 条第 2 号)
- ⑥ 試験が以下の基準に適合するように行われること。(省令第 20 条第 3 号)
 - 一 試験の問題の内容は、次のイからへまでに掲げる当該試験の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる知識及び能力を有することを適切に評価するために最低限必要なものであること。(告示第 5 条第 1 号) (※ 4) (※ 5)
 - イ 総合安全統括管理者試験 旅客運送船舶運航事業（海上運送法の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日の前日までは、「人の運送をする船舶運航事業」。以下同じ。）の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの
 - ロ 大型船舶安全統括管理者試験 小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの

- ハ 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶のみをその用に供するの用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの
 - ニ 総合運航管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの
 - ホ 大型船舶運航管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの
 - ヘ 小型船舶運航管理者試験 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの
- 二 試験の問題の数は、前号の評価のために必要最小限、かつ、十分なものであること。(告示第5条第2号)(※5)
- 三 試験の問題ごとの配点は、なるべく均等にすること。(告示第5条第3号)(※5)
- 四 試験の時間は、一の評価のために必要最小限、かつ、十分なものであること。(告示第5条第4号)(※5)
- 五 試験は、毎年少なくとも2回行うこと。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。(告示第6条第1号)(※6)
- 六 試験の出題に当たっては、当該試験に出題される内容が事前に特定されることのないよう、二の規定により設けられた問題の数を相当数上回る数の問題を事前に用意するとともに、問題が適切に選択されるものであること。(告示第6条第2号)
- 七 試験は、筆記の方法又は電子計算機等を使用する方法により行うものであること。(告示第6条第3号)
- 八 電子計算機等を使用する方法により試験を行う場合において、当該試験に用いる電子計算機等の故障対応及び操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。(告示第6条第4号)
- 九 試験に関する不正行為を防止するため、次に掲げる措置が講じられるものであること。(告示第6条第5号)
- イ 本人確認の措置その他の不正行為を防止するために必要な措置
 - ロ 自己又は他人のため、不正な方法により当該試験を受け、又は受けようとした者に対して、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする措置
- 十 離島その他受験の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、試験の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。(告示第6条第6号)(※7)

十一 前各号に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により試験を行うものであること。（告示第6条第7号）（※8）

- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。（省令第20条第4号）（※9）

<別表>

法人の種類	構成員
一般社団法人又は一般財団法人	社員又は基本財産の拠出者
株式会社	株主
持分会社	社員
中小企業等協同組合法の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合	組合員
中小企業等協同組合法の協同組合連合会	直接又は間接に協同組合連合会を構成する者
その他の法人	法人に応じて、上記の構成員に類する者

- ※1 計画が、受験者の利便性を十分に確保する観点から適正かどうか、試験問題を作成するための体制や方法が告示で定められた基準を満たすために適切かどうか、適切な試験員が選任される見込みがあるかどうか、試験員に対して適切な研修が行われる見込みがあるかどうか、試験事務で知り得た秘密の保持に関して適切な管理がなされるかどうかを確認する。
- ※2 「経理的基礎」については、申請者が実施する他の事業における経理状況、申請者の財務状況（予定する試験事務の実施方法を踏まえて財務面の問題が生じるおそれがないかを含む。）を確認する。「技術的基礎」については、試験事務を実施する組織体制において船舶の安全管理や運航管理に関する知見を有するかどうかを確認する。
- ※3 障害のある者の受験について合理的な配慮が行われるかどうかを確認する。
- ※4 国土交通省が想定する試験問題のイメージ（別紙）を参考にされたい。
- ※5 試験の作成にあたっては、試験の問題の内容、問題数、配点及び時間に係る検討が国土交通省海事局と行われる見込みがあるかどうかを確認する。
- ※6 令和7年度については、「国土交通大臣が特に必要があると認めた場合」として試験を4回以上行うこととすることを予定している。
- ※7 特別の配慮の必要性及び便宜の提供の内容については、国土交通省海事局と協議の上、決定する。
- ※8 試験の実施場所が全国に亘って十分な数確保されるかどうか、試験の日程及び実施場所、受験申込の方法、試験の実施方法等についてインターネットその他の手段を通じて適切に公表されるかどうかを確認する。
- ※9 指定試験機関が試験事務以外の事業を実施する場合には、試験事務の透明性

を確保する観点から、他の事業とは会計を区分する等の適切な会計処理を行うかどうかを確認する。

4. 申請書の提出について

(1) 提出締め切り

令和6年10月18日（金）（必着）

(2) 提出方法

(3) の提出先に、電子メール又は郵送により提出すること。

電子メールで提出する場合において、別に郵送して提出する添付書類があるときは、電子メールでの提出時にその旨を明記した上で、(1) の締め切りまでに郵送すること。

郵送で提出する場合は、申請に必要な書類を正本1部及び電子媒体1部（申請書及び添付書類一式の電子ファイルを納めたCD-R又はDVD-R）提出すること。申請書の封筒の宛名面に「海上運送法に基づく指定試験機関の指定申請書」と朱書きで明記し、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送すること。

なお、申請書及び添付書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。また、提出された申請書及び添付書類は返還しない。

(3) 提出先

・電子メールの場合

E-mail : hqt-safety-policy@gxb.mlit.go.jp

・郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館

国土交通省 海事局 安全政策課

安全統括管理者及び運航管理者資格者証制度担当

(4) 申請に必要な書類

様式1の申請書に、省令第18条第2項に規定されている次に掲げる書類を添付して、提出すること。

申請者	必要な添付書類
申請者が法人である場合	定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面
	構成員のうち主たる者の氏名（当該構成員が法人である場合

	には、その法人の名称) 及び構成員の構成割合を記載した書類 なお、構成員は3 (2) に記載の別表を参照のこと。
申請者が個人である場合	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面
全ての申請者	申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録
	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 (※1)
	指定の申請に関する意思の決定を証明する書類 (※2)
	組織及び運営に関する事項を記載した書類 (※3)
	試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類 (※4)
	試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類 (※5)
	試験員の選任に関する事項を記載した書類 (※6)
	試験員の研修に関する計画を記載した書類
	指定を受けようとする者が現に行っている業務の概要を記載した書類
	申請者が3 (1) 欠格要件のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類 (様式2)
	その他参考となる事項を記載した書類

- ※1 試験事務以外の事業を含む団体全体の事業計画書及び収支予算書とする。
また、申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書が確定していない場合には、予定案として提出するものとする。
なお、令和6年度4月1日時点において、人の運送をする船舶運航事業者数は許可事業者 902 事業者、届出事業者 4,516 事業者の合計 5,418 事業者である。
- ※2 理事会等の議事録等とする。
- ※3 試験事務の実施体制が分かる組織図であって、責任体制、委託する場合は予定委託先、委託先の監督体制等が明確になっているものとする。
- ※4 試験会場イメージや試験会場一覧、事務局の設備の確保状況や見込の記載とする。委託する場合は委託先の概要、実績及び能力が分かる資料を含むものとする。
- ※5 「試験事務の実施の方法に関する計画」は、少なくとも以下の項目を含むものとする。

・	試験事務を実施する体制 (職員の確保状況、委託する場合は委託先の
---	----------------------------------

	見込を含む。) 及び実施方法（役割等）（指定基準①関係）
・	試験問題を告示第 5 条及び第 6 条第 2 号の基準に適合するよう作成するために試験問題の作成体制、方法、モニタリング等に関して講じる措置の内容（指定基準①・⑥一から四及び六関係）
・	申請者の事業実績（委託する場合は委託先の実績を含む。）（指定基準②関係）
・	試験事務に関して知り得た秘密の保持に関し、当該情報を適切に管理することができることを示すもの（様式 3）
・	試験事務の一部を外部に委託することを予定している場合、委託を予定する事務の内容、委託先及び試験事務に関する秘密漏洩防止措置
・	特定の者に対して差別的な受験要件を設けない旨並びに障害のある者の受験について合理的な配慮を行う旨やその具体例（指定基準④関係）
・	試験を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないことの根拠（指定基準⑤関係）
・	試験回数及び実施時期（指定基準⑥五関係）
・	試験方法（指定基準⑥七関係）
・	試験において電子計算機等を使用する場合の受験者に対する技術的援助の内容（指定基準⑥八関係）
・	不正行為防止対策の内容（指定基準⑥九関係）
・	離島その他受験の機会を確保するために特別の配慮を必要とする認められる区域に在住する者に対する配慮の方法（指定基準⑥十関係）
・	試験日程等の周知方法（指定基準⑥十一関係）

※ 6 試験員の候補者が、省令第 23 条に掲げられている試験員の要件を満たしていることを証明する書類とする。

（5）その他注意事項

提出された申請書及び添付書類は、国土交通省において、申請者に無断で指定試験機関の審査以外の目的には使用しない。

申請書及び添付書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

5. 審査、指定及び結果通知について

(1) 審査及び指定の方法

国土交通省は、提出された申請書及び添付書類の内容が法、省令及び告示に定められたいずれの基準にも適合するかどうかを審査し、申請内容が最も優れた1者を指定試験機関として指定する。

なお、指定試験機関の指定に当たっては、第211回国会において海上運送法等の一部を改正する法律案に付された附帯決議を十分に踏まえて、審査を行うこととする。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、審査の終了後、国土交通省から全ての申請者に対して速やかに通知する。また、指定した後に、法第32条の14第1項に基づき、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示する。

6. 問い合わせ先について

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館

国土交通省 海事局 安全政策課

安全統括管理者及び運航管理者資格者証制度担当

E-mail : hqt-safety-policy@gxb.mlit.go.jp

TEL : (代表) 03-5253-8111 (内線 43-266、43-567)
(直通) 03-5253-8631

以上

試験問題のイメージ

※全ての科目を網羅するものではありません。※試験時間は総合は 90 分、大型及び小型は 60 分を目安とする。

※1 問あたりの所要時間は 3 分程度とする。

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

安全統括管理者や運航管理者の選任に関する次の記述のうち、空欄に適切な語句の組み合わせを選びなさい。

人の運送をする船舶運航事業者は、安全統括管理者（A）運航管理者を選任しなければならない。

人の運送をする船舶運航事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、（B）その旨を国土交通省に届け出なければならない。

- ① A：及び B：当該選任又は解任の日から 15 日以内に
- ② A：及び B：国土交通大臣からの要請を受けた場合に
- ③ A：又は B：当該選任又は解任の日から 15 日以内に
- ④ A：又は B：国土交通大臣からの要請を受けた場合に

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

安全統括管理者及び運航管理者に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

A 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、人の運送をする船舶運航事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

B 国土交通大臣は、安全統括管理者資格者証又は運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その安全統括管理者資格者証又は運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。

- ① A：○ B：○
- ② A：○ B：×

③ A : × B : ○

④ A : × B : ×

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

人の運送をする船舶運航事業者における従業者に対する教育及び訓練に関する次の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項を安全管理規程に記載し、当該教育及び訓練を適切に実施しなければならない。
- ② 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練を実施しなければならないが、実施方法については安全管理規程に記載する必要はない。
- ③ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項を安全管理規程に記載しなければならないが、当該教育及び訓練の実施に当たっては、当該方法によらなくともよい。
- ④ 安全統括管理者及び運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項を安全管理規程に記載し、当該教育及び訓練を適切に実施しなければならないが、その他の従業者に対する教育及び訓練は安全統括管理者及び運航管理者が行うため不要である。

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

陸上交通と比べた場合の水上交通の特性に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 船舶は左側通航が原則で、これは万国共通である。
- ② 船舶は、不安定な水面に浮いており、絶えず外力を受けて浮動している。
- ③ 水上では一部の水域に航路と呼ばれる通航路があるが、基本的に航行するところは自分で決めて操船する必要がある。
- ④ 水上にも信号や標識はあるが、陸上と比べ数が少ない。

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

水上の危険性に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 水上にある船舶は、陸から孤立しているが、非常事態が発生した場合は、周りの

船舶に必ず助けてもらえるので何もせず待機していればよい。

- ② 十分な準備をし、安全を確認しながら航行していても、故障や事故が発生する場合がある。水上では、故障や事故を起こしたことを誰にも気づいてもらえない可能性があり、通信手段は必要不可欠である。
- ③ 水上では、注意して見張りをしていても水面下の暗礁や障害物は見えにくく、また、夜間などは水面の障害物でも非常に見えにくくなる。したがって、事前の水域調査や情報収集が重要になる。
- ④ 水上は、陸上のように利用区分が明確になっておらず、様々な人が同じ水域を利用しているため周りへの注意が必要である。

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

運航の可否判断に関する次の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 運航管理者から船舶の運航の中止の指示がなくとも、船長が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止すべきと判断した場合には、人の運送をする船舶運航事業者の従業者は船長の判断を尊重すべきである。
- ② 船舶の運航の中止を指示することは運航管理者の職務とされているので、船長が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止すべきかどうかを判断することは適切ではなく、運航管理者による船舶の運航の中止の指示がない限りは、船舶を運航させるべきである。
- ③ 運航管理者が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止すべきと判断した場合であっても、船長が船舶を運航しても問題ないと判断した場合には、船長の判断を尊重すべきである。
- ④ 船舶の運航の中止を指示することは運航管理者及び船長の職務とされており、両者ともに、気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止すべきと判断した場合にのみ、船舶の運航を中止すればよい。

【安全統括管理者試験・運航管理者試験 共通】

運航管理者に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 運航管理者は、船舶の運航の管理に関する知識や能力、経験を有する者のうちから選任する必要があるため、必要な運航管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任することが望ましいが、運航管理者資格者証を保有する者がいない場合には、最も船舶の運航の管理に関する知識や能力、経験を有すると考えられる者を選任する。
- ② 運航管理者は、船舶の運航の管理に関する責任者として、事業として船舶を運航

しているときには、運航管理業務に従事している必要がある。なお、運航管理者は1名ではなく複数名を選任して交代制で運航管理業務を行っても良い。

- ③ 原則、運航管理者が船長を兼務し、船上で運航管理業務を行ってはならない。
- ④ 人の運送をする船舶運航事業者の従業者は、運航管理者が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止するよう指示をしたときは、これに従わなければならない。

【安全統括管理者試験】

輸送の安全の確保に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 国土交通大臣から輸送の安全の確保に関する命令を受けた場合であっても、当該命令に従う必要がないと安全統括管理者と協議した場合にあっては、当該命令に従わなくともよい。
- ② 国土交通大臣は、人の運送をする船舶運航事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該人の運送をする船舶運航事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ③ 国土交通大臣は、安全管理規程が規定に適合しないと認めるときは、当該人の運送をする船舶運航事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- ④ 人の運送をする船舶運航事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【総合／小型 安全統括管理者試験】

小型船舶をその事業の用に供する、人の運送をする船舶運航事業者の選任した安全統括管理者が、当該小型船舶に船長として乗船しようとする者について確認しなければならないものとして、空欄に適切な組み合わせを選びなさい。

- ・ 船員法の規定による (A) を修了した者であること
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する乗船基準に定める小型船舶操縦者として当該小型船舶に乗船することができる (B) であること

- ① A:特定教育訓練 B:小型船舶操縦士
- ② A:特定教育訓練 B:海技士
- ③ A:苦情処理訓練 B:海技士
- ④ A:苦情処理訓練 B:小型船舶操縦士

【運航管理者試験】

安全管理規程に定める発航基準が次のとおりであるとき、運航管理者のとり行動として、適切なものを選びなさい。

発航基準

(発航地港内) 風速 5m/s 未満、波高 1.0m 未満、視程 500m 超
(航行中) 風速 5m/s 未満、波高 1.5m 未満

- ① 発航直前に港内の風速・波高・視程を確認したところ、それぞれ 3m/s、0.8m、500m 超であったが、気象予報を確認したところ、この後天候が荒れることが見込まれることが明らかとなったため、発航中止を指示した。
- ② 当日は朝から荒れ模様であり、正午の発航直前に港内の風速・波高を確認したところ、それぞれ 7m/s、1.5m 程度であったが、晴れ間が見えてきており、船長から「この後は穏やかな気象・海象になるので発航できる。他の船も発航した。」と申し出があったので、発航を指示した。
- ③ 往復 3 時間の遊覧コースの発航前に天気予報を確認したところ、通過する航路に波浪注意報が発出されており、運航中に 3.0m 以上の波高となる海象に遭遇するおそれが確認されたが、船長から「運航中に海象が悪くなったら引き返すこととする」と申し出があり、旅客の了承も得られたので、発航を指示した。
- ④ 港内の波高が 1.0m を超えそうであり、天気も良くないので発航を中止すべきではないかと考え、船長へ相談したが、船長からは、発航して問題ないとの意見があった。両方で協議したが、船長が意見を変えないため、運航管理者として仕方なく発航を認めた。

【総合／大型 運航管理者試験】

大型船舶における運航体制に関する次の記述のうち、適切なものを選びなさい。

- ① 大型船舶は海技士が連携して船舶を運航するため、海技士それぞれの役割に応じて適切に配置しなければならない。
- ② 大型船舶は海技士が連携して船舶を運航するため、人員が不足した状態でも運航できるよう海技士それぞれが全ての役割の対応ができるようにしなければならない。
- ③ 大型船舶は海技士が連携して船舶を運航するが、ブリッジが高い所にあり死角がないため、船長のみが安全運航を心がければよい。
- ④ 大型船舶は高性能な航海計器を積んでいるので、計器に頼って運航すればいかなる場合にも安全運航となる。